

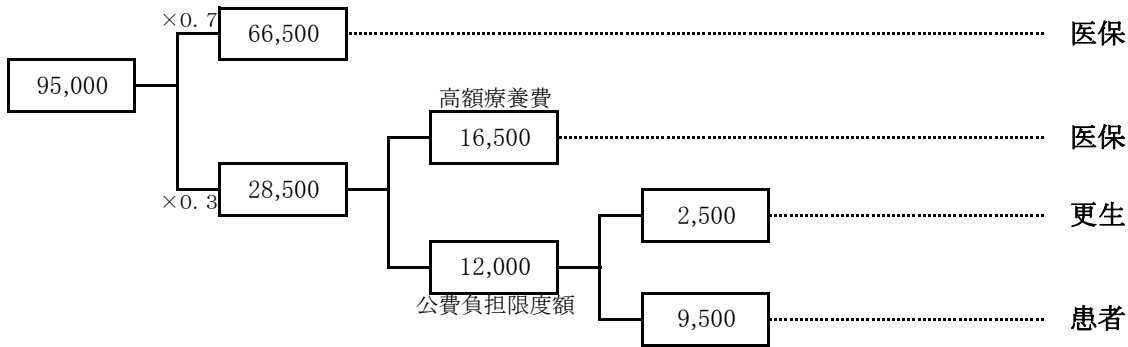
事例31 高齢受給者(70歳以上)入院外(現役並み所得者)・公費(自立支援更生医療)

国保

訪問看護療養費明細書										6 訪問	1 国	3 3 併	0 高齢7
-										保険者番号			
公費負担者番号①	1	5								公費負担医療の支給者番号①			
公費負担者番号②	8	0								公費負担医療の支給者番号②			
氏名										特記			
職務上の事由													
合計	請求 円	※ 決 定 円							負担金額 円	※高額療養費 円			
	95,000								12,000				
	公費①								9,500	※公費負担金額 円 備考			
公費②	95,000								9,500	※公費負担金額 円			

※ 高額療養費が発生する場合・公費に係る自己負担額が1割の場合

- [療養の給付] →高額療養費が発生しているため、「保険」の「負担金額」欄に支払を受けた一部負担金額(現物高額適用後の患者窓口負担額)を記載
- 国保における単県医療費併用の場合は、限度額適用認定証の所得区分の限度額が適用される
- ただ、この事例では15公費も併用となっているため、国公費の15公費が単県医療費に優先し、一般の所得区分の限度額が適用される。(15公費と51公費では適用が異なる点に注意)



合計	
医保	83,000 円
(高額再掲)	16,500 円)
更生	2,500 円
患者	9,500 円
単県80	0 円
患者(最終)	9,500 円

〈保険〉70歳以上 国保 定率3割

〈高齢受給者証〉定率3割(現役並み所得者) 自己負担限度額=44,400円

〈公費①〉15(更生医療) 定率1割 月額自己負担限度額 9,500円

〈公費②〉単県80 定率1割 一定以上(一部負担上限額 44,400円)

高額療養費  
(95,000円×0.3) - 12,000円=16,500円

0 ..... 単県80

9,500 ..... 患者(最終)

→単県80の上限額が44,400円(一定以上)の為、単県80の給付なし(ただし、単県80の受給者証の提示があった場合、レセプトに記載)